

平成25年分

市・道民税と所得税の申告をしましょう

今年も市・道民税と所得税の申告の時期になりました。

例年どおり市・道民税と所得税の申告を市コミセン多目的ホールと東公民館にて行います。申告日程や受付時間、持参するもの等、各注意点をよくご確認のうえ、ご申告ください。

ご存じですか？

市・道民税の申告は生活に直結しています！

市・道民税の申告によって国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当等の額が決定されますので、申告をされないことにより税や保険料が高くなってしまったり、医療費の助成が受けられなかったりするなどの場合がありますので、必ず市役所にて申告を行ってください。

また、消費税増税に伴い実施される簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の給付の判定にも申告が必要となりますので、無収入の場合でも申告をお忘れにならないようお願いします。

公的年金収入が400万円以下の方

公的年金収入が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要となりましたが、市・道民税の申告をしなかった方の所得控除は「公的年金源泉徴収票」の記載内容のみになります。その他の控除（扶養控除や医療費控除等）については申告をする事で受けられるため、申告をされないと市・道民税が高く計算される場合がありますので、確定申告が不要となった方でも市役所にて市・道民税の申告を行ってください。

申告をしなければならない方

- ① 営業、農業を営んでいる方
- ② 年金、恩給等を受けている方
(各種年金各種恩給が該当します。)
- ③ 配当、地代、家賃、報酬(外交)、雑所得、一時所得などがある方
- ④ 平成25年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- ⑤ 給与所得者で平成25年12月31日までに退職した方や、2カ月以上で勤務された方で、年末調整ができなかった方、地代や家賃などの所得のある方は、少額であっても申告をしなければなりません。

- ⑥ 所得がない方であっても国民健康保険(後期高齢者長寿)医療保険に加入されている方
 - ⑦ 65歳以上の方(介護保険料算定のため必要です。)
 - ⑧ 児童扶養手当を受給されている方
 - ⑨ 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている方
- ※ただし、滝川税務署や郵送またはe-TAX等にて確定申告をされた方は、市役所での市道民税の申告は必要ありません。

申告日程

期日	指定地域	会場
2月12日(水)	収入のない方	市コミセン多目的ホール
2月13日(木)	障害年金を受給されている方	
2月14日(金)	遺族年金を受給されている方	
2月17日(月)	大町、東大町、日の出町	
2月18日(火)	錦町、本町	
2月19日(水)	泉町、美園町	
2月20日(木)	豊栄町	
2月21日(金)	宮下町	
2月23日(日)	市内全域 ※日曜受付	
2月24日(月)	桜木町、豊丘町、字豊里	
2月25日(火)	住友地区全域、赤間1・2・3区	
2月26日(水)	幌岡町、共和町、住吉町	
2月27日(木)	昭和町、幸町	
2月28日(金)	若木町東、若木町西	
3月2日(日)	市内全域 ※日曜受付	東公民館(茂尻支所) ※市役所での受付はできません
3月3日(月)	平岸新光町、平岸西町、平岸桂町、平岸東町	
3月4日(火)	平岸曙町、平岸仲町、平岸南町	
3月5日(水)	茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町	
3月6日(木)	茂尻春日町、茂尻新春日町、茂尻新町、茂尻栄町	
3月7日(金)	茂尻中央町、茂尻本町、百戸町、エルム町	
3月10日(月)	若木町南、若木町北	
3月11日(火)	東文京町、西豊里町、東豊里町	市コミセン多目的ホール
3月12日(水)	西文京町、北文京町	
3月13日(木)		
3月14日(金)	市内全域	
3月17日(月)		

受付時間

- ▶ 午前の部：8時30分～11時30分
- ▶ 午後の部：13時～16時
- ※ 8時30分前及び11時30分～13時の時間帯は受付できませんので、ご了承ください。

指定地域

- ▶ 混雑をさけるため、なるべく指定する期日にご申告ください。
- ▶ 東公民館での相談日【3月2日(日)～7日(金)】は、市役所での受付はできません。

日曜受付

- ▶ 期 日：2月23日(日) 市コミセン多目的ホール
3月2日(日) 東公民館(茂尻支所)
- ▶ 受付時間：上記受付時間と同じ

申告にあたってのお願い

例年、混雑により待ち時間が長くなると予想されます。そのため不動産譲渡所得(土地、建物の売買)、配当所得(外貨等)、株式譲渡所得(株式の取引)の方は、直接滝川税務署にて申告をしていただきますよう、ご協力をお願いします。

確定申告会場でのコピーは行いません。申告時に必要とされる添付書類(源泉徴収票・領収書等)は、事前にコピー等されてから申告されますようご協力をお願いします。

申告に持参するもの

- ▼ 印鑑(所得税の納税で口座振替を希望する場合は、その印鑑)
- ▼ 給与、年金、報酬のある方は、平成25年中の収入を示す資料(源泉徴収票等)
- ▼ 営業、不動産貸付の収入がある方は、売上げ及び必要経費に関する資料
- ▼ 平成25年中に支払った社会保険料、国民年金保険料、生命・損害・地震保険料の控除証明書または、領収書、医療費、国民健康保険税・後期高齢者(長寿)医療保険料・介護保険料の領収書、障がい手帳(身体・療育・精神)
- ▼ 預貯金口座番号のわかるメモ等

医療費控除の申告をしましょう!

あなた自身やご家族が病気やケガなどのため支払った医療費がある時は、次の算式により計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、この控除を受けるには、必ず確定申告をしなければなりません。(会社等で行う年末調整ではできません)

$$\text{その年に支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額} - \text{10万円または所得の5\%} = \text{医療費控除額}$$

(どちらか少ない方) (最高200万円)

医療費控除の申告に必要な書類

■医療費を支払った領収書

領収書は、受診された方ごとに、且つ支払い先ごとに分けて計算し合計額を明確にしてください。

■通院費がわかるメモ等

対象となるのは、公共の交通機関のみで、通院費、片道料金を整理した上でご相談ください。(ただし、医師の指示によりタクシー等を利用した場合は領収書をご持参ください。)

■特定保健指導に係る領収書等(該当者のみ)

- ・特定保健指導を実施された機関から発行される領収書(自己負担分のみ)
- ・当該特定保健指導に係る特定保健審査の領収書(自己負担分のみ)
- ・当該特定保健指導に係る証明書等

2013年フィリピン台風救援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に2千円を超える寄附したものは、寄附金控除の対象となります。

※いずれも手続きには都道府県や市区町村、義援金の募金団体等が発行する領収書が必要です。

2013年フィリピン台風救援金の取扱いについて

東日本大震災義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に2千円を超える寄附したもので、最終的に被災地自治体や義援金配分委員会等に拠出されるものについても、寄附金控除の対象となります。

東日本大震災義援金の取扱いについて

ふるさと(自分が貢献したいと思う都道府県や市区町村)への寄附のことで、個人が2千円を超える寄附を行ったときに、所得税及び個人道・市民税から控除することができるとの制度です。

ふるさと納税とは

寄附金控除のお知らせ

注意事項

(次の費用は医療費になりません)

- 医師等に対する謝礼
- 健康診断、美容整形の費用
- 疾病予防、健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- 親族等に支払う療養上の世話の費用
- 治療を受けるために直接必要としない近視・遠視のためのメガネや補聴器の購入費
- 通院のための自家用車のガソリン代、分べん等のための帰省に係る交通費

特定保健指導とは

特定健康診査(メタボリックシンドロームに着目し、発症リスクを抑えることを目的とした健診)の結果、高血圧や高血糖等のリスクがある方に対し行われる保健指導(積極的支援により行われるものに限る)です。

復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされており、各年分の基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31までの間に生ずる所得については源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得又は山林所得がある全ての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。なお、この記帳・帳簿書類の保存制度につきましては、所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も対象となります。

詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。滝川税務署 ☎22-2191までお問合せください。(お電話では、自動音声に従い「2」をお選びください)